

バリアフリー分科会の設置について

趣 旨	● 旭川市の公共交通機関におけるバリアフリー化やより移動の制約の少ないシステムの導入等, 様々な移動の際の障害の解消策や, 高齢者・障害者等の移動に係る利便性・安全性の向上・促進, バリアフリー化されたまちづくりの一環としてシステム導入策等を具体的に検討するため, 旭川市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)に「バリアフリー分科会」を設置する。
検討事項	● <検討事項> : 公共交通のバリアフリー ・ 積雪寒冷地でも快適な交通環境の実現 ・ 視覚障害者等にも安心な情報システムの活用 ・ その他, 旭川市の公共交通のバリアフリーに関すること
構 成	● 分科会(定数 7 ～ 8 名)は, 次に掲げる者等により構成する。 ・ 旭川市自立支援協議会 ・ 旭川障害者連絡協議会 ・ 高齢者団体 ・ バリアフリーリーダー ・ 旭川市都市計画課(「旭川市バリアフリー基本構想」担当) ・ 交通会議の事務局職員 ● 分科会には進行役を置き, 交通会議事務局員が担当する。
検討日程	● 平成 24 年 6 月上旬までに分科会メンバーを選任する。 ● 第 1 回の分科会は同年 6 月中に開催し, 概ね月 1 回程度開催予定。 ● 分科会の検討結果は交通会議に報告する。 なお, 重要事項は交通会議にて検討する。 ● 平成 24 年 10 月末までに「中間まとめ」を作成し, 交通会議に報告する。
備 考	● 事務局 旭川市地域公共交通会議事務局(旭川市まちづくり推進課)

旭川市地域公共交通会議バリアフリー分科会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）のバリアフリー分科会（以下「分科会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第2条 分科会は、交通会議の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、交通会議設置要綱第8条にもとづき、「バリアフリー」の分野について、専門的に調査、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、会長が指名する者をもって組織する。

- 2 各分科会に進行役を置く。
- 3 進行役は、会長の指名するものとする。
- 4 進行役は、分科会の事務を主宰する。

(会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長の指示により、又は進行役が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、分科会を構成する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 分科会長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。
- 4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第5条 分科会長は、分科会の協議及び調整の経過及び結果について、審議会に報告するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。